

関東労働同盟會大會提出議案

提案者

日本縫工組合婦人部

一 勞女同會労働會對する同一賃銀要求の件

理由

第一賃銀の本質に據る、賃銀は労働に對する報酬である、同一労働によ

り、同等の効果を以て其処に男女の差別をつける現在の賃銀制度の不備は予後及對するものである。

二 由來男子は一家の生活費を負担し、女子は只補助的役役にしかかかれない、

と言ふ理由で賃銀の差別を設けられていたが資本主義の発達により女子の

家を經濟に於ける役度も重大となつて来た生活費の負担は今や男女の上

に平等であるが水の現状である生活者は男女平等に責任を担はれつゝ、あるに

は賃銀の不平等は依然として傳統的女性の差別大に懸かればいふべくも

ない。二 勞働文法提進運動に關する件 日本縫工組合提案

理由 政府は今日に及ぶも労働組合法を制定して居ないが労働者は先金なる

労働組合法を制定せしめねばならぬ。

労働者を使命として組合法を起草し政府に運動するべし。